

ID: 88

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	再開発等促進区等区域内の容積率の例外認定		
法令名 根拠条項	建築基準法 第68条の3第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (再開発等促進区等内の制限の緩和等) 第68条の3 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区(都市計画法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区をいう。以下同じ。)又は沿道再開発等促進区(沿道整備法第9条第3項に規定する沿道再開発等促進区をいう。以下同じ。)で地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域のうち建築物の容積率の最高限度が定められている区域内においては、当該地区計画又は沿道地区計画の内容に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第52条の規定は、適用しない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日